

平成30年1月2日

No.163.

〈自社株の贈与税・相続税がなくなる〉

『平成30年度経済産業省、経済産業関係、税制改正について』より「中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充」・中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業、小規模企業の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を根本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。」と示しています。事業承継税制が大きく緩和される予定です。要件として今後5年以内(2023年3月31日までに「特例承継計画(仮称)」を都道府県へ提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象である。この特例制度では、贈与・相続・遺贈により取得した全株式に係る贈与税及び相続税の金額について納税が猶予される。雇用確保の要件が大幅に緩和され、複数人の株主から複数の後継者への承継も適用対象となり、譲渡・合併・解散等により納税することになった場合も、株式の譲渡者(又は合併の対価の額又は解散時における相続税評価額を基に、納付金額を再計算し、納付金額が当初の納税猶予額を下回る場合は差額は免除)と減免措置が拡充されました。相続時精算課税制度の適用対象者に贈与者の推定相続人以外の者である特例後継者も適用対象となります。これは、10年間となっているが、2023年までに静岡県に「特例承継計画」を提出し承認を受ければ、自社株の贈与・相続に係る後継者(3名まで可)の贈与税・相続税は金額が納税猶予されるので納税負担の心配なく事業承継できるようになります。事業承継も財務内容の良い会社にはメリットがあります。 高林幸裕